4.7 土壌

- (1) 現況調査
 - 1)調査内容
 - ① 土壌の状況

調査項目は、土壌の係る有害項目とする。

② その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、地下水の水位、流向、水質の状況、降水量の状況、土地利用状況及び土地の履歴の状況とする。

2)調査方法

- ① 既存資料調査
- (ア) 土壌の状況

計画地内の産業廃棄物埋設区域において実施した廃棄物調査の報告書(平成29年10月) より、土壌調査結果を整理する。

(イ) その他の予測・評価に必要な事項

地下水の水位、流向については、「4.6 水象」の現地調査結果を、地下水の水質の状況 については、「4.5 水質」の現地調査結果を、降水量の状況については、「4.6 水象」の 既存資料調査結果を整理する。

土地利用状況、土地の履歴については、土地利用現況図、過去の地形図及び航空写真等を整理する。

- 3)調査地域・地点
- ① 既存資料調査

調査地域は、計画地及び周辺とする。

- 4)調査期間・頻度
- ① 既存資料調査

調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

(2) 予測

1) 予測内容

① 造成等の工事に伴う土壌汚染の影響

予測項目は、造成等の工事に伴う土壌汚染の発生の可能性及び拡散の可能性とする。

2) 予測方法

① 造成等の工事に伴う土壌汚染の影響

土壌の状況の調査結果及び産業廃棄物埋設区域の施工計画を明らかにすることにより、 土壌汚染の発生の可能性及び拡散の可能性について、定性的に予測する。

3) 予測地域・地点

予測地域・地点は、計画地及び周辺とする。

4) 予測時期等

産業廃棄物埋設区域の施工時期とする。

(3)評価

1) 評価方法

土壌への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにするとともに、土壌の汚染に係る環境基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

2) 環境の保全に関する配慮方針

- ・土壌汚染対策法等に基づき、着工前に、一定規模以上の土地の形質の変更の届出を行う。
- ・計画地内において土壌汚染が確認された場合は、関係機関と協議の上、周辺地域に影響 を拡散させないよう、施工にあたり適切な対策を講じる。